三　監事が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由
四　法第四十一条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百四十五条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要
五　当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
六　当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該組合が総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

（理事等の解任又は改選に関する議案）

第百六十九条　法第三十八条第七項（法第九十二条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき経営管理委員会が理事の解任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

2　法第四十二条第一項及び第五項（これらの規定を法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員。以下この項において同じ。）が理事の改選に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

3　法第四十二条第二項及び第五項（これらの規定を法第九十二条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき経営管理委員が理事の解任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

（監事の改選に関する議案）

第百七十条　法第四十二条第一項及び第五項の規定に基づき理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が監事の改選に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

（会計監査人の解任又は不再任に関する議案）

第百七十条の二　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　会計監査人の氏名又は名称
二　監事が議案の内容を決定した理由
三　法第四十一条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百四十五条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

（役員の報酬等に関する議案）

第百七十一条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が役員（監事を除く。）の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三十九条の四第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項の算定の基準
二～四　（略）

2　（略）

（理事等の解任又は改選に関する議案）

第百六十九条　法第三十八条第七項（法第九十二条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき経営管理委員会が理事の解任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

2　法第四十二条第一項及び第五項（これらの規定を法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員。以下この項において同じ。）が理事の改選に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

3　法第四十二条第二項及び第五項（これらの規定を法第九十二条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき経営管理委員が理事の解任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

（監事の改選に関する議案）

第百七十条　法第四十二条第一項及び第五項の規定に基づき理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員）が監事の改選に関する議案を提出する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

（新設）

（役員の報酬等に関する議案）

第百七十一条　理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員）が役員（監事を除く。）の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三十九条の四第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項の算定の基準
二～四　（略）

2　（略）